

市営団地入居者台帳等の誤送付について

指定管理者である市営住宅管理センターが、市営団地入居者（1世帯）の入居者台帳等を同団地内の駐車場管理組合の役員に誤送付する事案が発生しました。
市民の皆様には深くお詫び申し上げます。
なお、詳細については、以下のとおりです。

1 概要

平成 30 年 8 月 23 日に、市営団地入居者（1世帯）の個人情報に記載された入居者台帳等を、同団地駐車場管理組合の役員へ誤送付したものです。

2 経緯

- ① 市営団地入居者の申請により、駐車場使用許可に対する事務処理を行い、同団地駐車場管理組合の役員宅へ駐車場許可関係書類を送付しました。その際、誤って申請者の入居者台帳等を同封しました。
- ② 平成 30 年 8 月 24 日に駐車場管理組合の役員から、市営住宅管理センターへ入居者台帳等が送られてきたとの連絡があり、誤送付していたことが判明しました。

3 原因

発送物の二重チェックを行わなかったため。

4 対応

- ① 平成 30 年 8 月 24 日に、役員宅を訪問し、該当書類を回収しました。
また、入居者宅を訪問し、状況を説明するとともに謝罪しました。
- ② 平成 30 年 8 月 28 日までに、他者への情報漏洩が無かった事について入居者へ報告のうえお詫びし、ご了承をいただきました。

5 再発防止策

- ① 郵送物等の発送の際は、二人一組で行い、二重チェックを徹底します。
- ② 個人情報を記載した用紙とそれ以外を区別出来るように、入居者台帳等の個人情報に関しては、色用紙を使用するように改めます。

《お問い合わせ先》

熊本市住宅課

課長：宮崎 由之

電話：328-2461